令和5年4月以降に妊娠前(不妊)検査・一般不妊治療を受けた宇和島市民の方

対象範囲

不妊検査 一般不妊治療 (タイミング療法・薬物療法・手術療法・人工授精)

- ▶<u>不妊検査は保険診療・自費診療のいずれも対象</u>です。 また、検査項目の指定はなく、医療機関が不妊症の 診断のために実施した検査が対象です。
- ▶<u>一般不妊治療は保険診療として実施したものが対象</u>です。

助成対象	
	婚姻している夫婦(検査開始日時点) ※事実婚含む
	妻の年齢が43歳未満(検査開始日時点)
	宇和島市内に住所がある(検査等の実施日か ら申請日時点)
	他の自治体から検査費等の助成を受けていない

助成額

自己負担額に対して、 上限3万円まで

助成回数

一組の夫婦につき、 1回限り

申請の手順

①申請時期を迎えたら申請書類を準備

申請時期

次のいずれかに該当した日の属する年度の翌年 度末までに申請してください。

- ●不妊検査・一般不妊治療を終了したとき 一般不妊治療を終了したときとは、「妊娠が判明 したとき」「生殖補助医療にステップアップした とき」をいいます。
- ●不妊検査等の開始日から1年を経過したとき 夫婦いずれか早い方の開始日から起算します。

※<u>自己負担額が3万円を超えた場合</u>は、上記に該当しない場合でも申請が可能です。この場合、医療機関の証明書は直近の受診日までを作成してください。

申請書類

- ●妊活支援助成金交付申請書兼請求書
- ●妊活支援助成金事業受診等証明書

夫婦が別々の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。

- ●検査・治療の領収書、診療(調剤)明細書の原本
- ●夫婦であることを確認できる書類(※)
- ●住所を確認できる書類(※)
- ●振込先口座の通帳の写し

※宇和島市の公簿で確認できる場合は提出は不要です。

申請様式は、申請窓口で配布している他、市の ホームページからもダウンロードできます。

- ②受診した医療機関に受診等証明書の作成を依頼 証明書の作成料は助成対象外です。
- ③ご加入の医療保険から高額療養費や付加給付などの支給がないかを確認する 付加給付とは、ある一定額を超えた場合、超えた部分の医療費を払い戻してくれる制度で、制度の有無や 自己負担の上限額は加入している医療保険によって異なります。
- ④申請窓口に申請書類一式を提出(郵送可)

申請窓口 問い合わせ先 宇和島市 保険健康課 母子保健係(本庁1階 15番窓口) 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 In 10895-24-1111 (代表)